

○常滑市遺児手当支給条例

昭和53年3月24日条例第3号

改正

昭和56年3月25日条例第13号

平成11年3月25日条例第5号

平成16年3月26日条例第11号

平成19年3月28日条例第8号

平成23年3月25日条例第17号

平成24年6月26日条例第31号

平成28年3月24日条例第25号

常滑市遺児手当支給条例

(目的)

**第1条** この条例は、児童を養育している者に遺児手当（以下「手当」という。）を支給することにより、遺児家庭の生活の安定と遺児の健全な育成及びその福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「遺児」とは、18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 父又は母が死亡した者
- (2) 父又は母が常滑市遺児手当支給条例施行規則（昭和53年常滑市規則第2号）第2条に定める程度の障害の状態にある者
- (3) 父母が婚姻を解消した者
- (4) 父又は母が引き続き1年以上行方不明である者
- (5) 母が婚姻によらないで懐胎した者
- (6) その他前各号に準ずる状態である者で市長が必要と認めたもの

(支給要件)

**第3条** 手当は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の台帳に記録されている遺児を養育する者で、その遺児と同居してこれを監護し、かつ生計を維持する者（以下「養育者」という。）に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、手当は、養育者及びその配偶者の前年の所得（1月から7月までの手当については、前前年の所得とする。以下この項において同じ。）又はその養育者の民法（明治31年法律第9号）第877条第1項に定める扶養義務者の前年の所得が愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号）第6条の3の規定に基づく額以上に該当するときは、支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、手当は、養育者が前に同じ遺児に係る手当の支給を受けたことがあるとき（当該養育者による最初の当該遺児に係る手当の支給に関する次条の規定による認定の申請を受け付けた日（以下「認定申請受付日」という。）の属する月から起算して60月を経過しているときに限る。）は、支給しない。

（受給資格の申請及び認定）

**第4条** 手当の支給を受けようとする養育者は、市長に申請し、認定を受けなければならない。

（手当の額）

**第5条** 手当の額は、遺児1人につき月額2,500円とする。

（手当の支給期間及び支給方法）

**第6条** 手当は、認定申請受付日の属する月から、認定申請受付日（前に同じ遺児に係る手当の支給を受けたことがある養育者に対して当該遺児に係る手当を支給する場合にあっては、当該養育者による最初の当該遺児に係る手当の支給に関する認定申請受付日）の属する月から起算して60月を経過する月まで（以下「60月を経過するまでの期間」という。）支給する。ただし、60月を経過するまでの期間に手当を支給すべき事由が消滅した場合においては、認定申請受付日の属する月から、当該支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 手当は、4月、8月及び12月の3期に前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべき手当、又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月でも、支払うことができる。

（受給資格の消滅）

**第7条** 受給資格の認定を受けた養育者（以下「受給者」という。）が、次の各号の一に該当したときは、受給資格を失う。

- （1） 養育者でなくなったとき。
- （2） 本市に住所を有しなくなったとき。
- （3） 養育する遺児が18歳以上に達したとき。
- （4） 養育する遺児が養子縁組等により両親がそろったとき。
- （5） 父又は母の婚姻により両親がそろったとき。

2 受給者が前項各号の一に該当したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(手当の停止又は制限)

**第8条** 市長は、受給者が次の各号の一に該当するときは、手当の全部又は一部の支給を停止することができる。

(1) 遺児の養育を怠っていると認めたとき。

(2) この条例の規定又は市長の指示に従わなかったとき。

(手当の返還等)

**第9条** 市長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた者があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(未支給の手当)

**第10条** 受給者が死亡した場合において、未支給の手当があるときは、新たに当該遺児を養育することとなった者にその手当を支給する。

(委任)

**第11条** この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

#### 附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和56年3月25日条例第13号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成11年3月25日条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成16年3月26日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年7月以前の月分の遺児手当の支給については、改正後の常滑市遺児手当支給条例第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成19年3月28日条例第8号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成23年3月25日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日前に改正前の第4条の規定による認定の申請を受け付けた養育者に対して遺児手当を支給する場合における改正後の第6条第1項の規定の適用については、同項中「認定申請受付日（前に同じ遺児に係る手当の支給を受けたことがある養育者に対して当該遺児に係る手当を支給する場合にあっては、当該養育者による最初の当該遺児に係る手当の支給に関する認定申請受付日）」とあるのは、「平成18年4月1日」とする。

附 則（平成24年6月26日条例第31号抄）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第25号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。